#### 被扶養者資格のための条件



# 被保険者(本人)からみて一定範囲内にある親族であること

#### 健康保険の「被扶養者の範囲」とは

被保険者(本人)からみて3親等内の親族であり、かつ、主として被保険者の収入によって生計を維持されていることが、健康保険の被扶養者となれる範囲です。

またプラス条件として、親族によっては同一世帯であることが必要です。

#### 1 生計維持のみが条件の親族

- ●被保険者の父母・祖父母など、直系尊属
- ●配偶者(双方に戸籍上の配偶者がなければ、内縁 関係も含む)
- ●子(養子も含む)、孫、兄弟姉妹

### ・ 2 生計維持+同一世帯が条件の親族

- ●3親等内親族(継父母、継子も含む)
- ●被保険者と内縁関係にある配偶者の父母、および子 (仮に配偶者が死亡したときも生計維持+同一世帯要件 を満たせばそのまま被扶養者認定されます)

「同一世帯」と は単なる同居 ではありませ ん! 親族と「同居」していれば、必ず「同一世帯」と認められるわけではありません。民法とは異なり、健康保険法による「同一世帯」とは、「**被保険者と住居及び家計を共同すること**」とされています。つまり、「被保険者と同一戸籍内にある」「被保険者が世帯主である」ということではないのです。

る」ということではないのです。 同居していたとしても、二世帯住宅など家族が居住する部屋が明確に分けられていたり、家計も別々で家族が別個の生活を営んでいる場合などは「同一世帯」とはされず、したがって被扶養者認定の対象になるとは限らないことになります。



#### 一 被保険者(本人)との生計維持関係が必要になる

#### 健康保険の「生計維持」とは

条件1の一定範囲内の親族に該当するとしても、さらにプラスして「被保険者によって生計維持されている」ことが必要です。「生計維持されている」とは、生活費の多くを被保険者に依存している状態のことをいいます。たとえ配偶者や父母でも十分な収入があり、家計を別個にしてそれぞれ独自の生活を営んでいるときは被扶養者認定の対象にはなりません。

#### 被扶養者認定に必要な生計維持の基準

厚生労働省の通達により、生計維持については認定基準が定められています。被保険者が扶養する家族のうち、年収が認定基準額(基準額)未満の人のみが被扶養認定の対象(認定対象者)となります。 基準額は、60歳未満→年収130万円未満 60歳以上および障害者→年収180万円未満とされています。

#### ●被保険者と同一世帯である場合

認定対象者の収入	被扶養者認定	認定のための条件					
認定対象者が年収130万円未満 かつ被保険者の年収の1/2未満	0						
認定対象者が年収130万円未満 かつ被保険者の年収の1/2以上		世帯全体を総合的にみて、被保険者の収入が生計の中 心であることが証明されれば認定されます					

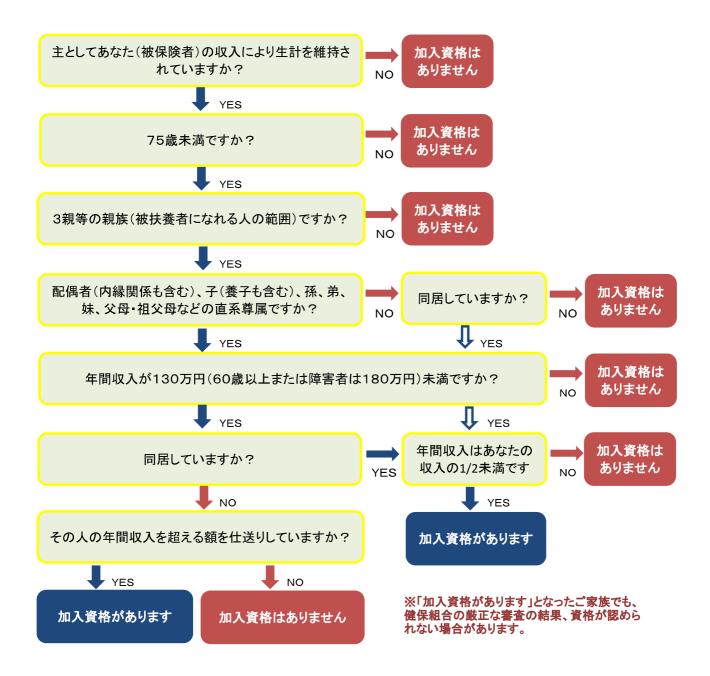
#### ●被保険者と別居している場合

認定対象者の収入	被扶養者認定	認定のための条件					
認定対象者が年収130万円未満 かつ被保険者の仕送り額未満		60歳未満の認定対象者の年収が130万円以上である 場合は、被保険者の仕送り額より少なくても認められません					
認定対象者が年収130万円未満 かつ被保険者の仕送り額以上	×	被保険者によって生計維持されているとはみなされませ ん					

**年収とは・・・**生活費に充当できる収入、つまり課税収入(給与・老齢年金等)及び非課税収入(恩給・仕送り等)の全てのこと。

# 被扶養者として加入できる?できない?

ご家族であれば、誰でも被扶養者になれるわけではありません。 被扶養者として加入できるのは、条件を満たす方に限られます。



# 健康保険被扶養者認定基準表(目安)

## \*雇用保険受給中(日額3,612円以上)は扶養に入れません。

		→ 雇用床院支配中(口銀3,012円以上/は賃貸に入れませ
認定対象者	認定基準	添 付 書 類(状況により追加書類が必要になる場合もあります)
配偶者	①会社退職時による時 ・離職票発行なし ・離職票発行あり {・雇用保険を受給しない・・雇用保険を受給する・・雇用保険を受給する・・雇用保険を受給する・・・雇用保険を受給する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・退職証明書(会社捺印が必要) ・離職票1・2原本  ・雇用保険受給者証の全ての面のコピー・誓約書 (待機期間中は認定、雇用保険受給開始後は扶養削除) ・雇用保険受給終了後・・・終了を確認できる雇用保険受給資格者証の写  ・市区町村の発行する所得証明書 ・年金額の分かる通知書のコピー(年金受給者のみ)
子供	①16歳未満(義務教育) ②16歳以上	・なし 「・在学証明書 or 学生証の写 ・退職のとき ・会社退職証明書(会社捺印有)(離職票あれば不要) ・離職票1・2原本 ・雇用保険受給終了後の場合は 終了を確認できる雇用保険受給資格者証の写 ・無職のとき ・市区町村の発行する所得証明書 ・別居の場合は直近6ヶ月間の仕送り証明(振込依頼書、書留の写、振込の記載された通帳の表紙と記載箇所の写
父母(義父母) 祖父母·兄弟姉妹	年間収入 *60歳未満 *60歳以上または障害者 180万円未満	・世帯全員の住民票(続柄有) ・市区町村の発行する所得証明書 ・直近の年金(国民年金、厚生年金、障害年金等)額の分かる通知書のコピー
	注)・義父母は同居が条件です ※被保険者の収入によって生計を維持している事が条件	* 父母どちらかが死亡の時 ・遺族年金証書コピー ・障害者年金証書コピー  * 退職の時 ・退職証明書(会社捺印有)(離職票あれば不要)
0.0.0.4444		・離職票1・2原本 ・雇用保険受給終了後の場合は 終了を確認できる雇用保険受給資格者証の写
父母·兄弟姉妹 <b>(別 居</b> )	同居の父母・兄弟姉妹弟妹と同様	・(対象者の)世帯全員の住民票(続柄有) ・市区町村の発行する所得証明書 ・年金額の分かる通知書のコピー ・直近6ヶ月間の仕送り証明(振込依頼書、書留の写、振込の記載された通帳の表紙と記載箇所の写) 注)仕送り額は対象者の収入以上であること ・父母どちらかが死亡の時及び退職の時は同居のときと同様

#### 被扶養者認定に必要な提出書類

被扶養者認定に必要な提出書類 														
	健康保険被扶養者異動届を提出する際に必要な書類一覧(状況により下記以外の書類が必要になることもあります)													
(続:	柄等)	(添付書類)	(戸籍謄本等)続柄が確認できるもの	住民票(続柄有)	在学証明書	(扶養控除申告書等)生計維持に関する証明書	年金額通知書(写)	市区町村発行の所得証明書	(失業保険を受給する)雇用保険受給資格者証	(失業保険を受給しない)離職票1・2(原本)	退職証明書離職票の発行がない場合は	廃業証明書	送金証明書	備考欄
	配偶者	年収が130万未満の妻 (60歳以上180万未満)					〇 年金受給者	0						<b>%</b> 1
Ī		就職している妻が退職 した場合					〇 年金受給者		0	0	0	〇 事業廃業時		
		夫				0	〇 年金受給者	0	退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時		
		内妻		0		0	〇 年金受給者	0	O 退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時		
	実	義務教育未修了者												<b>%</b> 2
子	子	義務教育修了者			〇 学生			〇 学生以外の 者	O 退職時	退職時	退職時			<b>*</b> 2
,		養 子	0		〇 学生			〇 学生以外の 者	退職時	退職時	退職時			<b>※</b> 2
		配偶者の子		0	〇 学生	0		〇 学生以外の 者	退職時	退職時	退職時			
		実父母	〇 別居の場合	0		0	0	0	退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時	〇 別居の場合	
1	( <sub>1</sub>	養父母		0		0	0	0	O 退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時		同一世帯であること
	祖父	義父母		0		0	0	0	O 退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時		同一世帯であること
1	<u> </u>	祖父母	〇 別居の場合			0	0	0	O 退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時	O 別居の場合	
		義祖父母	0	0		0			O 退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時		同一世帯であること
		孫•兄弟姉妹		0		0		0	退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時	〇 別居の場合	
	子の配偶者		0	0		0		0	O 退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時		同一世帯であること
	ſ	白父叔母•甥姪	0	0		0		0	退職時	退職時	退職時	〇 事業廃業時		同一世帯であること

<sup>※1・・・・・</sup>収入が減少して130万未満になった場合は「雇用契約書」等年間130万未満で勤務する事を勤務先で証明したもの

<sup>※2・・・・・</sup>女子被保険者が子供を扶養する場合は「住民票(続柄有)」「生計維持に関する証明書」